

食品循環資源の再生利用事業に係る料金（標準設定価格）の表示

食品循環資源の標準処理単価は下記の届け出の通りといたします。

令和5年4月18日（更新）
株式会社エム・シー・エス

登録再生利用事業に係る料金の届出書

令和4年4月18日

東海農政局長 殿
中部地方環境事務所長 殿

届出者

住所 三重県名張市蔵持町原出523番地
氏名 株式会社 エム・シー・エス
代表取締役 上田 龍雄 印
電話番号 0590-66-0082



令和5年4月18日付けで登録を受けた再生利用事業について、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第15条第1項の規定により、下記のとおり再生利用事業に係る料金を定めたので届け出ます。

記

登録番号	24-7-3
登録年月日	令和5年4月18日
料金の額	25円/kg（食品循環資源の標準設定価格）
事業の内容	肥料化事業
料金の算出根拠	当事業所における標準工程での食品循環資源の堆肥化にかかる、製造原価に施設の原価償却ならびに一般管理費と設定利益を加算したものの。